

昭電疑獄と復金融資の「監査」体制¹(1)

—制度的枠組みとその実態—

加 藤 健 太

Corporate Graft Scandal of Showa Denko and “Audit”
System for Reconstruction Financing (1)
—Institutional Framework and the Realities—

Kato Kenta

目 次

- 1 問題の所在
- 2 復興金融金庫の監査制度と国会審議
 - (1) 昭電疑獄「発覚」前
 - (2) 昭和電工向け融資の監査と対応
 - (3) 昭電疑獄「発覚」後（以上、本号）
- 3 融資先企業に対する「組織的検査」（以下、次号）
 - (1) 「組織的検査」の実施
 - (2) 検査報告書の検討
- 4 監査制度の強化の試みとその限界
- 5 結語

Summary

The purpose of this article is to review financings from the Reconstruction Finance Corporation and discuss the institutional framework for the audit system and the realities.

The Showa Denko graft scandal was not merely a company’s abuse of accommodations but served as a springboard to press Ministry of Finance, which was the supervisory authority, and the

1 ここで言う「監査」体制は復金自体だけでなく、監督官庁である大蔵省や日銀、融資先企業の関係官庁、復興金融委員会などをも主体とし、また、復金法に基づく「検査」を含んだ概念であり、その対象は復金の融資先企業である。したがって、監督官庁等による金融機関、つまり、復金自体に対する監査は含まれない。以下では、カッコを外す。

Reconstruction Finance Corporation to review the audit systems. In June 1948, Ministry of Finance and Bank of Japan performed the systematic inspections for Companies financed by the Reconstruction Finance Corporation based on Article 31 of the Reconstruction Finance Law and detected some companies' diversion and inefficient use of the funds. Despite the efforts reflecting the results and enhancing structures for the audit system of the Reconstruction Finance Corporation, the system was left incomplete due to implementation of Dodge Line cutting off new financings. However, experiences in the Reconstruction Finance Corporation were inherited to the Japan Development Bank and have been exploited.

1 問題の所在

敗戦直後の日本経済は、多くのモノを喪失した中で、激しい混乱と度重なる危機に見舞われながら復興の道を歩み始める。産業界においては一部を除き、ほぼすべての業種が戦災を受けただけでなく、すでに太平洋戦争期の軍需転換、設備の屑鉄化あるいは植民地移設などにより生産能力の著しい減退を強いられていた。「被害率」を見ると、空襲の直接的なターゲットとなった機械産業や化学産業、エネルギー産業が特に高い数値を示した²。また、鉱工業生産指数（1933-35年を100）は、1946年1月の17.3から同年9月に38.2まで上昇したものの、翌10月は35.3に落ち込むなど、その道程は決して平坦ではなかった³。それ故、食糧危機の突破や一部原料（綿花等）の輸入開始、物価の一応の安定から来る「楽観的気分」を戒め、基礎的資材（石炭、鉄鋼、セメント等）の生産不振やインフレーションの進行といった「今後における急激な病勢悪化の素因」を挙げて警鐘を鳴らす言説も見られたのである⁴。

こうした状況の下、復興金融金庫（以下では適宜、復金と略す）は1946年10月7日、法律第34号「復興金融金庫法」の公布、同月29日の施行をもって発足した。同法第1条は、設立の目的として「経済の復興を促進するため必要な資金で他の金融機関等から受けることが困難なものを供給すること」を掲げたが、実際に、復金は石炭鉱業、電力、化学（肥料）など「経済復興の鍵となる産業」に向けて重点的に資金を配分し、民間金融機関を補完する役割を果たす。しかし一方で、その融資は、「復金インフレ」と呼ばれる激しいインフレーションを招く要因となったこと、赤字融資が貸出先企業の（経営者の）モラル・ハザードを引き起したことで、各方面から厳しい批判を受けた⁵。もう一つ、復金の名を世に知らしめたのが、48年5月に発覚した昭電疑獄⁶である。周知の通り、

2 「被害率」は、1945年8月の設備能力を1944年末の設備能力で除した数値であり、たとえば石油精製58.0%、真空管55.7%、硫安50.0%などが上位を占めた（経済企画庁戦後経済史編纂室 [1992]『戦後経済史 1 総観編【復刻版】』東洋書林、14-16、99-101頁）。

3 経済企画庁戦後経済史編纂室 [1992]、65-66頁。

4 「来るべき経済危機の実体と対策」1946年7月25日（中村隆英・宮崎正康編 [1990]『資料・戦後日本の経済政策構想 第二巻 傾斜生産方式と石炭小委員会』東京大学出版会、37-39頁）。

この疑獄は、昭和電工の日野原節三社長が、復金の融資を受けるために同金庫幹部や官僚、そして発覚後は事件をもみ消すべく政治家に賄賂を贈ったとされる贈収賄事件であり、多数の逮捕者を出して世間の耳目を集めた⁷。重要なのは、当該事件をきっかけに、復金融資の在り方がその存廃を含めて本格的に検討され、その一環として、同金庫の監査に対する関心が高まったことである。それは、復金内部、監督官庁（大蔵省）、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP、以下ではGHQと略す）に止まらず、国会審議でもたびたび取り上げられた。本稿では、こうした文脈に限定しつつも、昭電疑獄に焦点の一つを当てる。

ところで、復興金融金庫を対象にした研究は決して少なくない。大蔵省財政史室 [1976] と日本政策投資銀行編 [2002] により、設立の過程、融資の制度的枠組み（組織、人事、手続）、制度改革（論議）、融資活動の実態、資金調達、政策金融の効果、経営実績、整理過程などについて、かなり詳細な事実関係が解明されている⁸。また、Tetsuji Okazaki, Kazuo Ueda [1995] は、復金借入と企業のパフォーマンスの関係を分析し、復金からの借入比率と各融資先企業の利益（ないしは売上高）が負に相関するという結果から、復金融資がモラル・ハザードを引き起こした可能性を指摘した⁹。最近では、白鳥圭志 [2008] が、長期資金供給制度の制度的変化の特質を明確化するという問題意識から、復金融資の制度改革やそれをめぐる利害関係者（議会、中央官僚、GHQ）の動向に詳細な検討を加えている。とくに注目すべきは、この研究が1948年1、2月の国会で、復金の「監査部設置などの融資状況のチェック強化」が議論されたこと、GHQが「昭和電工事件に見られる、レント・シーキングへの対応」の一つの手段として「融資の管理・監査強化」の必要性を訴えた点に言及したことである¹⁰。しかしながら、白鳥圭志 [2008] はその点に立ち入った検討をしておらず、監査・検査の実態は明らかにはなっていない。つまり、研究史は、復金の設立過程や制度改革、審査体制や融資の実態を詳しく論じたものの、監査に関しては必ずしも十分な関心を払ってこなかったと言える¹¹。

こうした研究状況を踏まえ、本稿では、復金融資の監査体制を対象にして、その制度的枠組みと

5 日本政策投資銀行編 [2002] は、復金のモラル・ハザードを「非効率的な企業の存続を助長し、結果として企業の効率性向上に対するインセンティブを失わせた」と説明する（日本政策投資銀行編 [2002]『日本開発銀行史』日本政策投資銀行、45-46頁）。同時代の批判としては、さしあたり、1948年2月6日の参議院本会議における中西功議員の次の発言を参照。「復金は依然として赤字融資に終始して、生産復興には殆んど役立たない。反対に一つのインフレの管となつて、全くインフレ金庫と化しておるといふうなことは、我々だけの見解ではなくて、多くの識者が素直に認められておる点であります。」（『参議院 本会議第12号』1948年2月6日、国会議事録DB）。また、メディアも、復金債の日銀引受けに言及した後、復金の融資が直接生産の増加に寄与しない限り、「徒らに通貨の膨張を來し、インフレーションを促進する外はない。」と報じていた（『復興金融の検討』『エコノミスト』1947年7月15日号）。

6 本稿では、警視庁が昭和電工本社を捜査した1948年5月を事件の「発覚」時点とする（後述）。

7 復金自体も、「昭電事件を契機として、復金の性格及びその運営機構が世人の注目を惹くに至った」と回顧している（復興金融金庫 [1950]『復金融資の回顧』復興金融金庫、183頁）。

8 日本政策投資銀行編 [2002]、第1章、大蔵省財政史室 [1976]『昭和財政史—終戦から講和まで—第12巻 金融（2）』東洋経済新報社、政府関係金融、第1章。

9 Tetsuji Okazaki, Kazuo Ueda [1995], “The Performance of Development Banks: The Case of the Reconstruction Finance Bank,” *Journal of the Japanese and International Economies*, 9 (4).

10 白鳥圭志 [2008]「復興金融から成長促進型資金供給制度へ—戦後復興期における長期資金供給制度の形成過程—」『地方金融史研究』第39号、116-117頁。また、志村嘉一 [1978]にも、昭電疑獄が世間を騒がせるという「空気の中で、復金自体も監査制度を厳重にするため機構の改革に乗り出した」とのごく簡単な記述がある（志村嘉一 [1978]「復興金融金庫の活動—基幹産業への融資の集中—」有沢広巳監修『証券百年史』日本経済新聞社、202頁）。

実態の双方を射程に収めながら検討することを課題とする。より具体的には、白鳥圭志 [2008] で使われた『日本金融史資料 戦後続編 第23巻』を改めて紐解き、さらに国会議事録データベース¹²を併用して、昭和電工事件と復金の監査をめぐる国会審議を追跡した上で、昭電に対する監査の実態に考察を加えるとともに、大蔵省と日本銀行（以下では適宜、日銀と略す）による「組織的検査」のケース分析¹³を行う。その際、検査の焦点がどの部分に合わされたのか、言い換えれば、検査官が、融資先企業のいかなる状況を問題視したのかという点に注目する。検査内容を示す資料としては主に、石川一郎文書（東京大学経済学部図書館所蔵）の『復興金融委員会』関係資料¹⁴に収められた各種報告書を用いる。ただし、そこには、「検査の結果取敢へずその概要を取纏めたものであつて内容はもとより粗略を免れないが詳細は別途に報告することと致したい¹⁵」との記述も見られるから、その内容に限界を抱えることを予め断っておく必要がある。

周知のように、貸付は「貸出の実行と資金の回収に至る一連の行為」であり、後者が不可能となれば、当該金融機関に損害をもたらす。そのため、貸付後における融資先企業の業況把握は極めて重要となる¹⁶。業況は、財務面＝収益と資金繰り、銀行取引面＝当座預金や貸付の推移、貸付先への訪問（経営計画・方針、生産動向）、一般経済情勢といった側面から把握される¹⁷。融資の決定に際して、将来の資金管理の問題点（収益性や債権の安全性の確保、担保の充実）を踏まえた審査が行われるのと同様に、融資後の資金管理の実施にあたっては、当初の目的、経緯、審査内容などに関心が向けられる。要するに、貸出判断と貸金管理は相互依存性を有するのである¹⁸。

しかしながら、復興金融金庫の融資活動は、そうした性格を十分に備えていなかったと考えられる。復金の理事長を務めた工藤昭四郎は、次節で取り上げる昭和電工の監査＝資金管理を次のように回顧している。すなわち、貸出に際しては十分に調査し、「必要な金額は検討に検討を加えた」上で実施した。昭和電工は「不必要な資金を使ったかもしれませんが、これは復金自体には関係が非常に薄いことで、やかましく言われると復金がそこまで監督しなかったのが悪いと言われるのですが、これはしかし当時のごく限られた人数で仕事をしております復金としては、出て行った金の監督までこれは十分にできない状態にあったのです。ですからそこまで監督しろというのはおたい無理だろうと思うのであります。（中略）そこまで責められると復金は困るのでありまして、復金

11 日本政策投資銀行編 [2002] は、昭電疑獄が「復金改革の動きを加速させ」たと述べるが、その関心は、融資決定における責任の所在の明確化や復金の自主性の強化に置かれ、融資先企業に対する監査（資金管理）については、制度的な側面の説明に止まり、実態にはほとんど触れていない。

12 国会議事録データベース (<http://kokkai.ndl.go.jp/>) は、国立国会図書館が提供するサービスである。本稿では、衆参両院の本会議のほか、昭和電工事件および復金融資体制下の監査制度に関する不当財産取引調査特別委員会、予算委員会などの議事録を利用する。脚注では、国会議事録DBと略してある。

13 検査の対象企業は、関東配電、ゼーゼル自動車工業、日本鋼管、東京芝浦電気および日産化学工業の5社であったが、ゼーゼル自動車工業の報告書は解読不能な個所が多いために対象から除外した。

14 ここには、本稿で用いる検査報告書以外にも「大口融資承認に関する件」や「融資方針に関する件」などが含まれ、『復興金融委員会（一）』から『復興金融委員会（十）』に及ぶ資料群となっている。

15 「別途に報告」した証拠は見当たらないから、さしあたり本資料を使って分析を進める（「復金融資先検査について」1948年7月10日『復興金融委員会（五）』石川一郎文書）。

16 今井勇編 [1971] 『貸付実務講座 第3巻 事後管理〔二訂版〕』銀行研修社、73頁。

17 今井勇編 [1971]、第Ⅲ章を参照。

18 中島皓 [1971] 『新版 貸金管理の急所』銀行研修社、23-24頁。

の貸出しそのものは正当に行われまして、別に不正不当な貸出ということではなかったのであります。」(下線=引用者)と¹⁹。

ここで語られる人員不足は、当時の国会でもたびたび論及された(後述)。審査は厳密に行われており、事後の監査は「復金自体には関係が非常に薄」く、また左記の理由で「無理」という主張は、管見の限り工藤の回顧のみだが、復金の監査体制が十分に機能していなかったことは事実である。「貸出判断なしに貸金管理は論理上ありえない。逆に貸金管理を伴わない貸出判断は企業の合理的経済行動とはいえない²⁰」とすれば、復金および大蔵省がその体制強化を迫られたことは容易に想像できる。実際、大蔵省は第3節で述べる復金法第31条に基づく検査について、「その監査の実績というものを待ちまして、又翻つて融資の方法その他に十分な検討を加えたい」と考えていた²¹。言い換えれば、政策当局は、監査=貸出管理と融資の方法等の中に「相互依存性」を想定していたのである。本稿では、こうした点を念頭に置きつつ、復金融資の監査体制とそれをめぐる議論に分析の照準を合わせたい。

2 復興金融金庫の監査制度と国会審議

(1) 昭電疑獄「発覚」前

警視庁捜査第2課は1948年5月、物価統制令違反容疑で昭和電工本社を捜査し、帳簿など証拠書類を押収した。昭電疑獄の本格的な幕開けである。捜査対象はその後すぐに汚職事件へと移り、同年6月23日に日野原節三・昭和電工社長が贈賄容疑、東京地検に特別捜査本部が設置された9月には重政誠之・元農林省事務次官、福田赳夫・大蔵省主計局長、大野伴睦・元自由党幹事長、二宮善基・元日本興業銀行(以下、興銀と略す)副総裁(復金理事)、来栖赳夫・経済安定本部長官(前興銀総裁)が収賄容疑で相次いで逮捕された。さらに、10月に入ると、西尾末広・前副総理(元社会党書記長)の逮捕を受けて、芦田均内閣が総辞職、その芦田も12月に同じ運命を辿り、逮捕者数64名に及ぶ未曾有の疑獄事件へと発展した²²。周知の通り、この事件の主たる内容は、日野原が①復金から巨額の融資を引き出すために、そして②事件発覚後は国会での追及を回避するべく、上記の人物を始めとする関係者に賄賂を贈ったという点にあった。贈賄賄賂事件のポイントは、金銭の授受と職務権限の両方にあるが、カネの流れは検察に把握されていたから、①については、彼らが、復金に対して昭和電工という特定の企業への融資を行うよう働きかける権限を有したか、そしてそれを行使したのかが争点となった。裁判の過程において、被告側の弁護人が展開した主張には、復

19 工藤はその証拠として、昭電の工場設備が完成し、食糧の増産、日本経済の復興に寄与しており、同社自体も「非常に優良な会社」として発展している点を挙げた(工藤昭四郎講述 [1953]「戦後復興金融金庫の果たした役割」大蔵省大臣官房調査部・金融財政事情研究会『戦後財政史口述記録』(東京大学経済学部図書館所蔵)、16-18頁)。

20 中島皓 [1971]、23頁。

21 「参議院 財政及び金融委員会議録第四号」1948年2月2日(日本銀行金融研究所編 [1991]『日本金融史資料 昭和統編第23巻』大蔵省印刷局、272頁)。

金の独立性に関する興味深い「事実」も見出せるが²³、本稿の直接的な関心はそこにはない。

注目したいのは、昭電疑獄をめぐる様々な言説の中に、融資の実施後の管理＝監査を問題視するものが見出せることである。たとえば、『東洋経済新報』は「復金融資は、元來嚴重な査定下に行われる建前にある。(中略)復金融資が正式に認可されても、それが現金化するには連合軍總司令部の嚴重な許可はもちろん、手續を幾通りも要し、その間、不當支出など許されない建前になっている。この點、當社(昭電＝引用者)當局者も本(1948年＝引用者)春以來、とかく問題が伝えられるや、とくに強調していた。しかるに、巷間、當社への融資々金中、不當に支出された金額は數千萬圓といわれ一部では億圓單位を以て伝えている。日野原社長の横領事件までからんで考えられている様である。常識的には考え得られないことである²⁴」(下線＝引用者)と報じた。この記事にある不当な支出とその金額については、特に根拠が示されていないから検討の余地は残るが、「嚴重な」審査とは別に、融通資金の使途の妥当性に疑念が持たれたのである。

では、復興金融金庫は、いかなる監査体制を整えていたのか。日本政策投資銀行編 [2002] によれば、復金は1947年8月7日、組織改正の一環として監査部を新設し、その所管を「融資、債務引受け・保証、社債応募・引受けの実行後における取引先の監査ならびに業況考査に関する事項」と定めている²⁵。しかし、以下で述べる国会審議では、監査部が十分に機能していないことが明らかにされ、その対応策を論議するとともに、昭和電工に対する警察の捜査が着手される4ヶ月前の48年1月の時点で、すでに同社の名前が取り沙汰されていたのである。

1948年1月29日の衆議院財政及び金融委員会(以下、財政金融委員会と略す)において、塚田十一郎理事は、復金の融資先企業が「今非常に世間に疑惑をもたれており、自らも疑念を抱く点があるので同委員会で「少し積極的な調査」をしたいと発言した。「積極的な調査」は、融資に際して徴収した資料に加え、「その後それらの資金がどういふぐあいに運用されたか」というような事情

22 室伏哲郎 [1968]『戦後疑獄』潮新書、117-118頁。樋渡展洋は、昭電事件を「政府による市場への直接介入の危険性を象徴した事件」とし、「政治家などが直接政府融資の配分に携わる場合、受け手が融資の一部を賄賂に当てて政府資金の追加的配分を受けるという循環により、閉じた汚職の構造が形成され得る」と述べている(樋渡展洋 [1991]『戦後日本の市場と政治』東京大学出版会、37-38頁)。また、岡崎哲二は、大口融資の承認を与える復興金融委員会が関係閣僚、日銀総裁、産業界・金融界の代表者によって構成されたため、政府の産業政策の反映や融資決定の「民主化」が図られる一方で、「融資判断の責任の所在を不明確にし、さらには疑獄事件の原因とさえた」として、昭和電工事件を例示している(岡崎哲二 [2000]『政策金融機関の明暗—復金と開銀の歴史—』『ダイヤモンド』2000年6月17日号、後に岡崎哲二 [2002]『経済史の教訓』ダイヤモンド社、46-50頁に所収)。しかし、いずれの研究も昭電疑獄をきっかけに、復金の監査体制のあり方に疑問が呈され、その改革が論じられたことには言及していない。なお、復興期の昭和電工に関しては、麻島昭一が企業再建整備、資金調達、事業展開、トップマネジメントなどに幅広く検討を加えており、その中で、昭電疑獄は、日野原節三を頂点とする経営陣の刷新を促す契機として捉えられている。また、復金融資の審査＝予算削減は強調したものの、監査には注目していない(麻島昭一 [2006]『企業再建整備期の昭和電工』学術出版会、177-195、306-312頁)。

23 たとえば、二宮善基・復金理事の裁判において、伊達宗彰(大蔵省所属・復金理事)は、「昭和電工についていえば、融資額は司令部の許可があつてはじめて決める。その場合GHQから融資について覚書が来る。復金としてはそれを変更したり、削減したりするようなことはできなかった。それは昭和電工だけではなく他の肥料会社の場合もそうだった」(第48回公判調書)と供述した。同様に、三井武夫(大蔵省銀行局復興金融課長・復金幹事)も「石炭と肥料については、司令部がタッチして細かい調査もやり相当責任をもつて金額を査定して指示して来るわけであるから、それについて金額を削減するということとはできない。たゞ我々の責任としてはその金額をタイムリーに出してもらつて復金に要求できるという関係であつた」(第53回公判調書)と述べている(東京地方裁判所刑事第十部 [1952]『昭和電工事件判決(日野原関係)』、76、80頁)。これらの供述は、昭電に対する融資額について、復金および復興金融委員会が、GHQの決定を覆すようなことは不可能であつたことを示している。

24 「發展する昭和電工事件」『東洋経済新報』1948年10月9日号。

25 1947年11月6日の改正では、石炭金融部が新設され、石炭鉱業に対する監査を所管させることになった(日本政策投資銀行編 [2002]、19頁)。

も調査するために、場合によれば融資を受けた会社の会計計算書その他経理参考資料」の提出を求めて調べるといった意味であった。そして、「世間で問題」になっている企業として、昭和電工の名を挙げたのである²⁶。この発言は、融資先企業への国政調査を要求する文脈でなされたから、復金の監査そのものを取り上げたわけではない。しかし、国会が、復金融資の使途に目を向けた点は重要と思われる。

翌日(1948年1月30日)の衆議院財政金融委員会では、復金の監査に関する直接的な質問が出された。石原登委員が、復金の貸出金延滞調という表を使いながら、「私はこの表だけを見ましても、その間の(1947年2月-3月の生和機工向け融資の=引用者)監査というものが、きわめてルーズであったことを物語っておるのであります。(中略)復金のいわゆる機構を見てみますと、少なくともこの監査の機構というものは、きわめて微力である。私は今日の段階において、むしろ復金の全機能の半分は、この監査と調査の面に向けられるべきものだと考えております」(下線=引用者)と述べ、政府の意見を質したのである。下線部分にある「全機能の半分」という表現はあまりにも非現実的だが、復金の監査制度に関心を向けさせる上で有用な指摘であったと言えよう。

それに対して、小阪善太郎・大蔵政務次官(政府委員)は、復金という「準国家機構」の融資額は膨大であり、「その貸出先の運営状況等についての監査が怠りがちになるということがもしあるとするならば、これは非常に大きな政府の責任になる」から、「怠らないようにしたい」と応じた。そして、上述の監査部は1947年10月から業務を開始したばかりで、当初は人員の面などで不十分であったが、機構の拡充・強化を通じて、「監査を嚴重にいたすような方向に向きつつある」との認識を示した²⁷。その具体的な内容は、翌31日の参議院財政金融委員会の中で、愛知揆一・大蔵省銀行局長(政府委員)から説明があった。それによれば、復金の監査案件は43件、うち3分の1が完了し、また、大口融資の大半を占める石炭企業については、復金単独のほか「関係方面との共同の監査」にも参加したとされる²⁸。

1948年2月20日の参議院財政金融委員会は、復金の密田博彦・融資部長と湊守篤・石炭金融部長等を説明員に招き、「復興金融金庫の調査に關しまする會議」を開いた。その席上、密田は復金の監査制度に次のような解説を加えた。すなわち、その方法は、一般的な監査と特定のなそれに分かれ、前者は、各決算期の事業の決算承認や当該期間における生産実績の検討を地域的に行うものだが、監査部は部長以下20名程度の陣容に過ぎず、取引個数は6000近くあるため、復金の現状から見て「到底そこまで手が廻り切れ」ない。したがって、後者=特定の企業を対象にした「特定のな」資金の使途や工事の進捗状況、経理内容などを「とにかく一つ乃至全部をやる」という形で重点的に監査をしている、と。そして、最後に、監査部の人員を増やせば、「或る程度監査の実績が挙つ

26 このほか、「復金の金は行くはずがない」事業として、土木建築、統制組合、土建資材販売などを指摘した(「衆議院 財政及び金融委員會議録第三号」1948年1月29日(日本銀行金融研究所編 [1991]、232-233頁))。

27 「衆議院 財政及び金融委員會議録第四号」1948年1月30日(日本銀行金融研究所編 [1991]、244-245頁)。

28 「関係方面」について、詳しい説明はなかったが、後述するように、その後の審議内容から見て、石炭庁であったと考えられる(「参議院 財政及び金融委員會議録第三号」1948年1月31日(日本銀行金融研究所編 [1991]、272頁))。

て来るのじゃないか」という見解を示したのである²⁹。逆に言えば、この時点では、人員が不足しているから、十分な監査はできていなかったとも解釈できる。

昭和電工の実名を用いて、復金融資の使用状況を取り上げたのは、1948年3月30日の衆議院予算委員会である。ここでは、稲村順三委員が、昭電の資金の使途には「実に明確でないものがある」として、湯河原の厚生寮、事務所および乗用車の購入、管理職の住宅やボーナス（毎月1万円以下）への流用などを列挙した上で、復金の監査に対する政府の責任の明確化と、不正使用が発覚した場合の「断固たる処置」を要請した。それに対し、北村徳太郎大蔵大臣は、監査の重要性こそ認めたものの、同金庫では「なかなかやりにくいという点」もあり、とりあえず昭電の調査は行うと述べるに止まった³⁰。同年4月6日の参議院財政金融委員会においては、木村禧八郎委員が、47年暮の昭電向け復金融資5億円のうち運転資金1億円の「行方が分から」ず、また「建設資金や何かで別荘みたいなものを作つたり何かしておる」ことを仄聞しており、仮にそれが事実ならば「非常に重大な問題と思う」と述べた上で、政府に説明を求めた。しかし、この時点では、監査の実施中であり、「疑いのあるような事態」を発見した場合は、「勿論早速に報告」という応答が、愛知銀行局長からなされただけで、それ以上の議論の深まりは見られなかった³¹。

以上のように、1948年初旬の国会審議で論議された復金の監査制度（部）は、いまだ業務に着手した段階にあり、融資先全般を対象にした監査は人員不足もあって手が廻らず、一部の企業について「特定の監査」を行うに止まることを浮き彫りにした。他方、昭和電工の資金流用に関する質問も散見されたが、踏み込んだやり取りはなされなかった。しかし、昭和電工事件の「発覚」を契機に、復金融資の使途に関する追求は厳しさを増し、復金と大蔵省はその対応を迫られることになる。

こうした問題は、メディアでも取り上げられた。すなわち、『エコノミスト』は、1948年2月4日の一万田尚登日銀総裁の談話として、現状では復金融資の膨張は「不可避」であるが、「経済再建の見透しがつくまでの過渡的方法としては復金の監査機構を拡充強化する以外に方法はない。それも現在人選難であるから、復金自身で行う監査とは別に、近く大蔵省、安本なども協力して復金融資の監査を積極的に行う方針である」ことを紹介した。その上で、審査体制と同時に、同金庫の監査部の「弱体」を改革する必要がある、その具体策として、①人員増強により機能を強化するこ

29 具体的には、50社近くの監査に着手し、当初から赤字融資が継続している自動車3社（トヨタ、日産、ヂーゼル）については、復興金融委員会にも報告したいと述べた。なお、この説明は、岩木哲夫委員の「実際（融資先の＝引用者）検査をしたことがありますかどうか、向うからの報告書に基いてそれを調査と称しておられるのかどうか、監査をしておるのについては、具体的にどういう組織と規定を以てどういう事例を以て監査した事例があるかどうか」という質問に答えたものである（「参議院 財政及び金融委員会議録第八号」1948年2月20日（日本銀行金融研究所編 [1991]、297、304-306頁）。資料によれば、復興金融委員会は上記の3社を含む自動車工業に対して、「到底償還の見込みなき赤字融資を今後とも繰返すことは最早堪えられぬところであり、この機会に将来に亘つてこれを絶対に抑止したい」との認識を持ち、以下の事項について至急その方針を確立し、「意思を表示」することを関係当局に求めた。まず、「生産当局」（商工省）には①生産計画とそれに伴う資材等の配給計画、②自動車工業における企業整備と合理化の問題など、次に「物價当局」（経済安定本部、物価庁）には①過去の赤字融資の償還資源に関する見解、②今後の新公定価格決定の方針とその時期など、そして「財務当局」（大蔵省）には①過去の赤字融資処理に対する見解、②今後の運転資金融資についての方針など、である（復興金融委員会「自動車工業に対する融資について」1948年6月24日『復興金融委員会（五）』）。

30 「参議院 本会議第12号」1948年3月30日、国会議事録DB。

31 他にも、愛知銀行局長は、衆議院において小委員会を開催し、「わざわざ速記も取らない非常に細かい質疑応答をいたしまして、尚それが継続中」であると説明した（「参議院 財政及び金融委員会議録第十九号」1948年4月6日（日本銀行金融研究所編 [1991]、349-350頁））。

と、②大口融資先に直接出向いて「経理監査する」こと、③各融資先について、融通金の使用前後の生産効率を調査し、「融資の生産計画が実行できないものには厳重な調査が行えるようにする」ことを挙げた³²。後述する通り、これらの諸点は、後に大蔵省と日銀による組織的検査という形で実行に移されるのである。

(2) 昭和電工向け融資の監査と対応

復興金融金庫は1948年5月12日、昭和電工に対する監査報告をまとめた。その具体的な内容を見る前に、表1を用いて、昭電の建設予算と資金調達状況を確認しておこう。この表からは先ず、総予算額が当初の7億9920万円から23億8659万円へと3倍強も膨らんだことを読み取れる。その理由として、昭電は、「物価騰貴ニ次グ労銀ノ値上リ更ニ物価ノ騰貴ヲ呼ブト云ウ状況ノ為御認可ヲ受ケタル原予算額」ではいくら節約しても「完成ハ不可能ト思考」されること(第1次追加分)、第2次追加に際しては、物価・賃金の上昇に加え、47年7月7日の「新物価体系ニヨリ飛躍的ニ騰貴」したことを挙げていた³³。次に、当初予算で20.5%を占めた安田銀行やシンジケート団の融資比率が、第1次追加分では12.6%まで下がり、第2次追加分になると、それらが融資から手を引いた点に目を向けたい。このような民間金融機関の融資態度の変化に伴って、復金の負担が増したことは想像に難くない。結局、同金庫は47年12月末時点で、当初予算の6億3520万円と第1次追加分4億8520万円に、第2次追加分のうちの2億3000万円を加えた11億2040万円もの建設資金を供給したことになる。昭和電工は、化学肥料企業の中でも戦災による被害が相対的に大きく、生産復興も立ち遅れており、それだけ設備復旧工事の規模と所要資金も膨らんだ。そのため、資金調達に際しては、

表1 昭和電工の建設予算とその資金調達先：1947年12月末

単位:千円

工場名	当初予算	調達先	第1次	調達先	第2次	調達先	総予算額	構成比
川崎第一	150,000	安田銀行、シ団など	44,000	シ団	167,035	復金	361,035	15.1
鹿瀬	14,000	シ団など	26,000	シ団	28,390	復金	68,390	2.9
小計	164,000		70,000		195,425		429,425	18.0
同構成比	20.5		20.5		12.6			
川崎第二	484,000	復金	276,400	復金	586,076	復金	1,346,476	56.4
富山	41,500	復金	123,500	復金	95,950	復金	260,950	10.9
塩尻	75,000	復金	30,000	復金	68,750	復金	173,750	7.3
秩父	15,000	復金	45,000	復金	42,750	復金	102,750	4.3
旭川	19,700	復金	10,300	復金	43,235	復金	73,235	3.1
小計	635,200		485,200		836,761		1,957,161	82.0
同構成比	79.5		79.5		87.4			
合計	799,200		555,200		1,032,186		2,386,586	100.0

資料)「建設予算並に資金調達状況」『復興金融委員会(三)』石川一郎文書。

注) 1. 「第1次」と「第2次」はそれぞれ追加分の金額を示している。

2. 「シ団」はシンジケート団を意味する。

3. 工場名欄の同構成比は、予算合計額に対する各小計欄の構成比を示す。

4. 第2次追加分については、1947年12月末時点で2億3000万円のみを融資していた。

³² 「復金インフレの検討」『エコノミスト』1948年3月11日号。

³³ 麻島昭一 [2006]、298-303頁、原資料については同書の脚注を参照。

民間金融機関やシンジケート団からの借入が難しく、設備資金の大半を復金に仰がなくてはならなかった³⁴。なお、復金は47年6月から48年3月にかけて、2億9750万円の運転資金を昭電に供給していた³⁵。以下に述べる監査は、こうした融資状況を踏まえた上で行われたのである。

「昭和電工（株）監査の件」と称される報告書は、昭電の建設中の設備とそれに要する資金調達を概観した後、本社と川崎工場³⁶について、融資開始から1947年12月末までを対象に経理監査を行った結果を次のように説明する。第一に、監査のポイントは、「先方申出の使途通りに実際支出が行はれているや否や」という点にあり、「建設資金が運転資金に一時的に流用されている事、並びに建設資金の中でも各工場相互間に多少の融通ある事」を発見したと述べる。たとえば、「総体」として見れば、貸付金は建設資金に充てられているものの、工場別では、川崎工場分が他の工場に「流用」されていた。第二に、復金が、昭和電工に「流用」の理由を質しており、その是正策を聴取したことが注目される。同社は、川崎工場に比して、石灰窒素の生産を担う4つの工場は建設予算の見通しが困難であったこと、川崎工場第2次主要工事（電解槽設備）は、渇水期に入ってから工事を延期したことを「流用」の理由に挙げ、後者については「是正すると主張し」たという。それに対して、復金は「一應は已むを得ぬと思料する」としながらも、昭電の「本社が建設計画の実施に當り資金統制、並びに予算統制が弱体であった」と述べて、同社の経営陣にこの問題の解決策を求めたのである³⁷。

第三に、復金は、建設資金支出の個別的内容（各工場の本社払中主要支払先）を伝票等に基づいて検討し、「事務処理方法の適切ならざるもの下記を除き他は概ね妥当」との結論を得た。ここで「下記」とされるのは、川崎工場枠内で建設・購入した本社の社宅と分室、本社支出の本社建物（溜池）の改修費であった。前者は、そうした費目を認めていないから「斯る処理は不当であり」、後者については、本来建設費で賄わなければならないにもかかわらず、運転資金から支出するという「処理は適當ではない」としたのである³⁸。

復金は1948年5月20日、上記の内容を復興金融委員会に報告するとともに、5月27日の同委員会の席上、昭和電工に対する方針として、次の点を示した。すなわち、①融資の使途について、当初の予定以外の流用や「経費の支出が多額に失すると認められるもの」があり、今後は、そうした事

34 昭電の設備資金のうち復金融資は48%を占めた。同様に、東洋高圧、日本窒素肥料も復金融資への依存度が高かったとされる（山崎澄江 [2008]「硫安産業—早期復興の条件と問題点—」武田晴人編『戦後復興期の企業行動』有斐閣、72-73頁）。

35 麻島昭一 [2006]、316-317頁のV-11表。

36 川崎工場は、戦災で全設備の74%を喪失し、「操業不能のまま終戦を迎え」ていたが、「戦後の復興は実に早かった」とされる。昭電は1945年10月に早くも、電解設備10系統と年産能力12万5000トン（硫安）の復旧を内容とする川崎工場の第1次復興計画を策定し、翌46年9月には、電解設備10系統すべての復旧工事をほぼ完了させていた（昭和電工株式会社社史編集室 [1977]『昭和電工五十年史』昭和電工株式会社、105-106頁）。また、川崎工場は第一、第二を合わせて総予算額の71.5%を占めており、この点からも重要な工場であったことが分かる（表1）。

37 昭和電工本社は1948年1月に臨時建設部を新たに設置し、「鋭意整理に努力中の模様」と評された（復興金融金庫「昭和電工（株）監査の件」1948年5月12日『復興金融委員会（四）』石川一郎文書）。

38 運転資金に関しては、「その他経費」が、「他社に比較して些か過大の傾向」にある点を問題視していた（復興金融金庫「昭和電工（株）監査の件」1948年5月12日）。ただし、この資料には、不当な支出の金額が記載されていない。室伏哲郎によれば、復金は、衆議院不当財産取引調査特別委員会に提出した監査報告の中で、接待費にも使われる「その他経費」が他の企業に比して過大であり、その金額は日野原の社長就任後から顕著に増え、1947年12月の時点で1300万円に上ったとされる（室伏哲郎 [1968]、107頁）。だが、この数値を裏づける他の資料は見当たらない。

態を招かないように、「十分に留意すべき旨の警告書を発し、これに対する会社側の今後の方針をただす」、②毎月の資金の使途に関して、「従来以上に明細に亘り報告を徴し、これを調査検討する」、③復金が、監査対象を昭電の他工場にも拡大して「拡充実施」する、の3点である³⁹。これらの報告を受けて、復興金融委員会は以下の結論を導き出した。

資料⁴⁰

資金の流用については、一時的な金繰り技術上の流用はともかく、使途の変更により本来の建設なり復興なりの工事に影響を與えるが如きは嚴に之を戒めねばならぬ。しかるに近來ややもすれば、業界にかかる傾向がみられるのは洵に遺憾である。今後、かかる流用が発見された場合には、融資の回収又は新規の融資を拒絶する等復金として断乎たる処置を採るべきである。又、一般的に企業が過大の諸経費を支出し、資金の非効率的な使用をして、敢て当然であるかの如く考えている向も少くない現状は、業界としても深く反省すべき問題であり、特に復金融資の如き、政府資金の融資を受けている企業としては、この点充分に戒心すべきである。経費支出の状況が如何かと思はれる企業に対しては、復金としては前記と同様断乎たる態度に出るべきである。

この資料からは、使途の変更＝流用が特定の企業に限られず、復興金融委員会をして「洵に遺憾」と言わしめる程度の広がりを見せていたこと、企業の経費膨張＝資金の非効率的な使用を特に問題視し、左記の流用と合わせて、既往融資の回収や新規融資の拒絶といった「断乎たる措置」を採る姿勢を示したことが分かる⁴¹。先行研究が指摘する通り、企業のモラル・ハザードが発生していたのであろう。このような資金利用の効率化は、次節で見る組織的検査でも強調された点であり、復興期の産業金融が直面した主要な課題であったと言える。

昭和電工は、復興金融金庫が1948年5月28日に発した警告書に対し、同年6月5日付の返書において「反省自粛の旨」を表明したとされる。その内容は詳らかにならないが、復金は同月29日の復興金融委員会の場で昭電に対する措置を以下のように決定した。

資料⁴²

一、既融通金の流用に對する措置

(イ) 重役の責任を明らかにすること

39 復金は1948年5月20日時点で、昭和電工秩父工場の監査を実施中であり、その他の工場についても着手する予定であった(復興金融委員会「昭和電工の融資について」1948年6月2日〔復興金融委員会(四)〕)。

40 復興金融委員会「昭和電工の融資について」1948年6月2日。

41 ただし、融資の強制廃止については、昭和電工が硫酸製造などに実績を挙げているため、流用問題とは切り離して、「経済再建のために必要な手段を講じ」るべきであり、また、こうした厳しい措置によって生ずる「他の影響」も大きいから、「その辺のところは臨時応変に責任をとり得る限度において善処」したいと慎重な姿勢を見せた(「衆議院 財政及び金融委員会議録第五十四号」1948年7月3日(日本銀行金融研究所編 [1991]、362頁)。

42 復興金融金庫「金庫の昭和電工に対する措置」1948年6月29日〔復興金融委員会(四)〕。

(ロ) 融通金の不當流用による社宅等取得物件については使用状況を金庫で審査の上処分することを適当と認めるものは速に処分せしめその代金を返済せしめること

二、今後の融資に対する措置

(イ) 今回の事件とは別個に肥料生産の國策的見地より必要最小限の融資は実行すること

但し支拂先明細書を提出せしめ可及的紐附融資とすること

(ロ) 今後絶対に流用しない旨役員連名の念書を徴求すること

三、經理面に對する一般的措置

(イ) 毎月末に翌月資金計畫書を提出せしめ特に経費については経費豫算を定め豫め金庫の承諾を得しめること

(ロ) 右の外頻繁に經理監査を実施すること、し當分の間金庫より職員を派遣して監査に當らしむること

この資料でとくに注目すべきは、流用資金による取得物件に関し、処分とその代金の返済を含めた厳しい措置を採ると同時に、新たな融資はヒモ付きにすることで流用の防止を図ったことである。次いで、資金計画を月単位で把握すべく書類の提出を求め、さらに、監査の頻度の向上と職員派遣を通じて使用状況のチェックの強化を目論んだことに目を向けたい。加えて、復興金融委員会は1948年7月1日、増産や賃金支払いに用いる資金であり、かつ復金が融通せざるを得ない場合、「一切の現金の出納、現金の經理等については、復金を中心とする会社の管理団を組織いたしまして、その管理団を通して」、同金庫から融資することを申し合わせた⁴³。資料上の制約により、それらの措置が実際に行われたのかは定かでないが、効率的な資金の利用を促す取組みを企図したことは窺えよう。

以上のように、昭電疑獄の発覚と前後して、復金および復興金融委員会は、昭和電工の資金利用に対する監視を強めた。そうした姿勢は贈収賄事件を起こした同社に限定されず、この監査の直後に実施された組織的検査の中にも現れるのである（第3節）。

(3) 昭電疑獄「発覚」後

上述の報告書（「昭和電工（株）監査の件」）はそれ以降の国会審議を、昭電に関する疑惑ではなく、同社の資金流用を前提にしたものへと変容させた。1948年5月21日の衆議院不当財産取引調査特別委員会において、田中健委員は、愛知揆一・大蔵省銀行局長（証人）に対し、その報告で「はつきり流用していることがわかる」のだから、「これに対してどのような処置をとられるか」、「もし監査の結果不当の事実があつた場合には、規則、法律に照らすことによつて融資を禁止されますか」と詰め寄った。愛知銀行局長は、融資先企業が監査の拒否、あるいは監査報告に虚偽の記

43 「衆議院 財政及び金融委員會議録第五十四号」1948年7月3日（日本銀行金融研究所編 [1991]、362頁）。

載を行った場合、融資の回収や新規融資の停止、貸付金額の制限といった処置を「法律の規定を用いませんでも、実際上できる」として、厳格な態度で臨むことを明らかにした⁴⁴。翌6月9日の衆議院本会議では、本間俊一議員が、復金融資の監査について、復興金融委員会や同監事会、融資懇談会といった「きわめて巧妙な民主主義的運営の機構」の欠陥、すなわち「責任の所在の明らかでないところには十分な監督は行われぬ」点を問題として挙げた。この指摘に対して、北村徳太郎大蔵大臣は、十分な施策を立てて、融資後の検査等を実施しており、さらに「厳正な監査構関」の設置を考えていると答弁した⁴⁵。

日野原節三・昭和電工社長が東京地検に送検された直後の1948年7月3日の衆議院財政金融委員会では、昭電の復金融資の使用状況に関する踏み込んだ質問が寄せられた。川合彰武委員が、同年6月26・27日『時事新報』の報道を基に、昭電が復金からの借入金で「不要な土地、家屋」や自動車を購入したことを挙げ、大蔵省に同社の調査とその結果報告を要求したのである。これに対する応えは、先の監査報告書と同じ内容であったから省略するが、注目すべきは、そうした監査結果が昭電1社に止まらなかったことである。愛知銀行局長は、復金の他の融資先に関しても、一時的な金融技術上の流用ではなく、用途の変更等によって本来の建設工事に影響するような流用は「厳重に戒め」、こうした傾向を見つけた場合には、融資の廃止や拒絶といった「断固たる措置」を採ることを申し合わせたと述べた。そして実際、復金自体だけでなく大蔵省も「監督官庁の独自の立場」から「現在他の問題のありそうなところを数社について一斉に監査を実行」したことを明らかにしたのである⁴⁶。

国会の機能として重要なのは、衆議院不当財産取引調査特別委員会が、復金融資状況調査小委員会を設置して独自の調査を行なったことである。すなわち、同小委員会は1948年4月2日、復金融資の問題に関する調査の対象や方針などを協議した。その結果、①調査対象を昭電、三井鉱山、三菱鉱業、北海道炭礦汽船および信越化学の5社に限定し、②方針としては、昭電の「疑惑問題」に重点を置き、その結果を踏まえて他の4社と復金融資に関連する全般的な問題の調査に移ることを決めた。同年10月11日に報告された調査結果は、復金とその融資に監督責任を持つ大蔵省が「何らの監査もして」おらず、これが「復金融資の不始末の根本原因」となっているのだから、それに対して「国会は重大なる警告を與うべき」と考えるというものであった。そして、証人喚問で真相を糾明すべき事項の一つとして、「復金融資の経緯内状と融資金の用途に関する監査状況について、大蔵省並びに復金の状況調査」を掲げたのである⁴⁷。

以上のように、昭電疑獄に関する捜査の進展を背景に、国会における復金融資に対する追求は一

44 「衆議院 不当財産取引調査特別委員会第23号」1948年5月21日、国会議事録DB。

45 「衆議院 本会議第59号」1948年6月9日、国会議事録DB。

46 川合委員の発言は調査結果の報告に止まらなかった。昭和電工の資金部長か経理部長が復金出身者であったという記憶をもとに、それなら「ミイラとりがミイラになったことを意味し、はなはだ遺憾にたえない」ので「今後一層監督を厳重にされて、こういうことがないように一層の善処を要望」したのである（「衆議院 財政及び金融委員会議録第五十四号」1948年7月3日（日本銀行金融研究所編 [1991]、361-362頁））。

層厳しさを増した。それは、昭電という一つの企業の資金流用に止まらず、復金と監督官庁である大蔵省をも含めた同金庫の監査体制そのものに向けられた。こうした事態に対して、大蔵省は、復金の融資先企業に対する検査の実施、その結果として資金の不適切な利用を発見した場合、融資の回収や停止など強硬な措置を講じることを言明したのである。

(かとう けんた・本学経済学部講師)

47 具体的には、田中健吉委員が「昭和電工本社に出張し、復金融資金の経理状況及び工事の進捗度等につき基礎的調査を行い、さらに田中健吉、徳田両委員は復金本社に再度出張して、復金理事長以下首脳部役員から、復金の融資状況及び昭和電工に対する融資の経緯内容、融資金使途に対する復金の監査状況等について、つぶさに説明を聴取する等の基礎調査により、世上に流布されておる復金融資をめぐる昭和電工問題の面貌と、大体の傍証を把握し、いよいよ証人喚問の準備に移行すべき段階に至る」という状況であった（『衆議院 不当財産取引調査特別委員会第1号』1948年10月11日、国会議事録DB）。